本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。
尖閣諸島研究・解説サイト 資料集 https://www.cas.go.jp/ryodo/kenkyu/senkaku/

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

米国施政下の尖閣諸島

1946年4月 | 1950年（昭和25年） | 1952年（昭和27年）4月 | 1953年（昭和28年） | 1971年（昭和46年） | 1972年（昭和47年）

米軍（米国）

琉球列島米国軍政府 → 琉球列島米国民政府（USCAR）

1945年9月7日 No.1
降伏文書署名 米国軍政府による統治
琉球列島の全日本軍が無条件降伏を受け入れる降伏文書署名、米国軍政府による統治開始。統治範囲に尖閣諸島が含まれたことが米国軍政府の活動報告からうかがわれる。

1950年9月1日（施行） No.3
各群島政府の施政範囲に尖閣諸島が含まれる
軍政府布令第22号（群島組織法）により各群島政府が設立され、宮古群島の範囲に大正島が、それ以外の尖閣諸島各島が八重山群島の範囲に含まれた。
1950年8月4日公布。

1952年4月1日（施行） No.4
琉球政府の管轄区域に尖閣諸島が含まれる
米国民政府布令第68号（琉球政府章典）によって、新たに設立される琉球政府の地理的管轄区域が緯度経度で示され、尖閣諸島がその範囲に含まれた。
1952年2月29日公布。

1953年12月25日 No.5
琉球政府の地理的境界に尖閣諸島が含まれる
奄美諸島の返還に伴い、「米国民政府布告第27号」（琉球列島の地理的境界）によってUSCAR及び琉球政府の地理的境界が示され、その範囲の中に尖閣諸島が引き続き含まれた。

1971年6月17日 No.8
沖縄返還協定署名 返還範囲に尖閣諸島が含まれる
日米が「米国との沖縄返還協定（略称）」に署名。協定付属の「合意された議事録」において、「琉球列島の地理的境界（→No5）」が参照され、施政権が日本に返還される対象範囲とされた。

1972年5月15日
沖縄返還協定発効
米軍は、継続して久場島、大正島を射爆撃演習場として使用

①米軍（米国）施政下にあった尖閣諸島

1948年1月15日 No.9
久場島を米軍の射爆撃演習場に指定
1946年10月15日付の第一航空師団司令部の規定「55-8」を改正し、永久危険区域に尖閣諸島の久場島など5か所の区域を指定。

1948年7月27日 No.12
久場島を無期限に使用することを告知
米軍工兵隊総務部長が民政官室総務部長に宛て、久場島を含む5ヶ所を危険区域として無期限に使用することを告知。

1950年12月15日
USCAR設立
米国軍政府が廃止となり、琉球列島米国民政府（USCAR）が設立された。

1952年4月28日
サンフランシスコ平和条約発効
琉球列島は、「北緯29度以南の南西諸島」として正式に米国の施政下に置かれた。

USCARの布令・布告 No.6 No.7
米国民政府布令第125号「琉球列島出入管理令」（1954年2月15日施行）、米国民政府布令第144号「刑法並びに刑事訴訟法」（1955年4月9日施行）などで琉球列島の地理的境界（→No.5）が示す範囲が参照された。

1956年4月16日
大正島の射爆撃演習場指定通知
USCARから琉球政府行政主席にあて、大正島を含む地域が新たに米軍の演習場として指定されたことが通知され、使用が開始。

1960年 No.13
軍用地として久場島の取得を要求
米国が琉球政府に対し、石垣市に所在する久場島を無期貸借し、軍用地として取得するよう要求。開始時期は1958年7月に遡るよう指示した。

②射爆撃演習場の指定と利用

現地

沖縄民政府（臨時北部南西諸島政府、宮古民政府、八重山民政府） → 沖縄群島政府（奄美群島政府・宮古群島政府・八重山群島政府） → 琉球政府（奄美地方庁、宮古地方庁、八重山地方庁（奄美諸島は1953年12月25日付で日本復帰）） → 日本復帰

地方制度の整備 No.2
戦前から引き続き、尖閣諸島は石垣町に含まれる。住民による組織（沖縄諮詢会）などの設立を経て1946年4月に沖縄民政府が発足。以降、各群島に住民側の行政機構が設立された。

1948年4月9日、22日 No.10 No.11
射爆撃演習地指定告知、漁業関係機関に通知
米国軍政府副長官を通じて、琉球米軍司令部から沖縄（群島）知事宛に通達。久場島など5区域を永久危険区域とし、このことを全関係者に告知するよう指示された。沖縄民政府は、漁業関係者にこれを通知。

②射爆撃演習場の指定と利用

1952年4月1日
琉球政府が発足 尖閣諸島を管理
琉球政府は尖閣諸島を管轄下におき、琉球警察による取締など管理を実施。

1953年12月25日
奄美諸島が日本に復帰
「奄美群島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」が発効。米国から奄美諸島の施政権が日本に返還された。

1955年3月
魚釣島近海で発生した第三清徳丸事件にUSCAR、琉球政府が対応

琉球政府と戦前からの久場島の地権者である古賀善次氏との間で基本賃借契約が締結された。

台湾から尖閣諸島への不法入域者が増加

1969年
石垣市が尖閣諸島に行政標柱を建立

1970年7月
USCARからの提案により、琉球政府が尖閣諸島5島に不法入域に対する警告板を設置

1972年5月15日
第11管区海上保安本部発足
沖縄の施政権返還に伴い海上保安庁に第十一管区海上保安本部が設置。巡視船・航空機が重点的に配備され、尖閣諸島周辺海域の哨戒が開始された。

動向・出来事

1969年5月
国連アジア極東経済委員会（ECAFE）が尖閣諸島、台湾周辺海域の石油埋蔵可能性を示す報告書を公表

1969年6月
尖閣諸島周辺海域の海底地質調査（総理府委託）

1971年6月
台湾外交部が尖閣諸島の領有権の主張を開始（根拠のない独自の主張）

1971年12月30日
中国外交部が尖閣諸島の領有権の主張を開始（根拠のない独自の主張）